

峡北広域行政事務組合会計年度任用職員募集案内

- 1 会計年度任用職員とは
地方公務員法第22条の2に基づく一般職の地方公務員で非常勤の職員です。
- 2 任用期間
一会計年度（4月1日から翌年3月31日）を超えない期間で任用されま
す。
年度ごとに公募により選考し任用しますが、勤務評価に応じて2回まで公募を
経ずに再度任用することができます。この場合、同様の職であっても前年度と異
なる勤務条件での任用となる場合があります。
- 3 身分
一般職の地方公務員です。
地方公務員法及び峡北広域行政事務組合職員の服務に関連する各条例の適用
を受けます。
- 4 募集職種等
「峡北広域行政事務組合会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。
詳細はハローワークの求人情報をご確認いただくか、募集職種等の問合せ先
に問い合わせてください。
複数の職種への申し込みはできません。
- 5 応募資格について
 - ・募集一覧に定める経験・資格等の要件を満たすこと。
 - ・次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける
ことがなくなるまでの者
 - (2) 峡北広域行政事務組合又は葦崎市、北杜市及び甲斐市職員として懲戒免職
の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する
政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- 6 応募方法
必ず「峡北広域行政事務組合会計年度任用職員募集一覧」とハローワークの求
人票をご確認いただき、希望する職種をハローワーク窓口で申し込みのうえ、必

要書類を下記提出先へ持参又は郵送にて提出してください。

提出先 峡北広域行政事務組合総務課総務担当

〒407-0024 山梨県韮崎市本町 4-8-36

電話 0551-22-3311（内線 124）

7 募集期間

令和2年2月10日（月曜日）から令和2年2月20日（木曜日）まで
郵送の場合は消印有効とします。

各ハローワークの窓口受付時間に限ります。

8 選考方法

応募書類の審査及び面接により選考します。

面接は令和2年2月下旬から3月上旬に予定しています。

詳細は各応募者へご連絡します。

9 任用内定

選考の結果、任用内定者へ面接後10日以内にご連絡します。

10 その他

- (1) 地方公務員法第16条に規定される規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、同法第29条に規定される懲戒の規定に該当する場合は、同法に基づく処分の対象となります。
- (2) 任用は全て条件付きのものとし、任用後1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (3) 応募の秘密については厳守します。
- (4) 任用内定者以外の応募者が提出された履歴書は、選考後郵送にてご返却します。
- (5) 応募の資格に掲げる資格等を取得見込みの場合に、資格を取得できなかった場合などには任用しません。
- (6) 応募資格がないことが明らかになった場合に任用内定を取り消す場合があります。